

地方空港を活用した相互交流の促進事業

事業目的・背景・課題

- 更なるインバウンド増加や地方誘客に向けて航空路線の維持・拡大が必要であるほか、都市部への一極集中やオーバーツーリズムを解消するため、特に地方空港を活用した相互交流の促進を行う必要がある。
- そのためには、空港間でバラバラに国際線の誘致に向けて競争をするのではなく、面的なグループとして連携し、適切な役割分担のもと、地域全体で国際線と呼び込むことで国際線のネットワークの拡充を進めることが必要である。

事業内容

地方空港を通じた双方向交流の拡大に向けて、複数の地方空港（※1）間における、空港利用促進協議会や地方公共団体等において策定する計画に基づく次に掲げる取組を支援する。

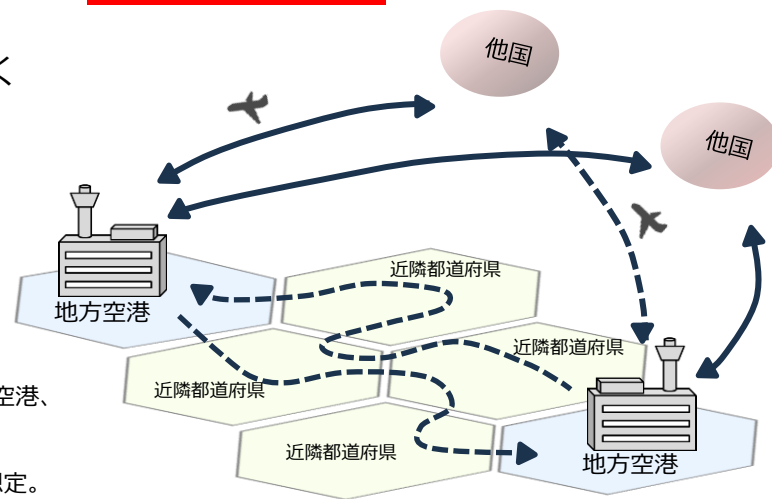
- ・ 地方空港を活用した相互交流（※2）に向けた計画の策定
- ・ 地方空港発着の定期便やチャーター便の誘致
- ・ 地方空港を活用した地方周遊旅行商品の企画・造成（※3）
- ・ 本取組に関するSNS等を活用した情報発信、プロモーション 等

※1 空港法（昭和31年法律第80号）上の空港のうち、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港を除く。

※2 インバウンドとアウトバウンドの双方の需要喚起を必須とする。

※3 地方空港間でのモデルルートの作成や地方空港間での国内線就航等により、地方空港間を移動する取組を想定。

事業イメージ



事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業（上限3,000万円、補助率1/2）
- ・ 補助対象・請負先：
 - 国 → 民間事業者（事務局） → 空港利用促進協議会、空港管理会社、地方公共団体等（旅行会社、航空会社、DMO等との連携を想定）
- ・ 事業期間：令和8年度～